平成２２年（フ）第１９２号
沖縄県沖縄市山内４丁目３番Ｂ―405号　山内市営住宅
債務者　池原　紀人
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第２６６２号
愛知県春日井市藤山台２丁目２番地３　203号棟204号室
破産者　オートショップ車楽久こと　土屋　久志
1　主文　当裁判所が平成22年９月30日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「愛知県春日井市藤山台２番地３　203号棟204号室」とあるのを「愛知県春日井市藤山台２丁目２番地３　203号棟204号室」と更正する。
2　決定年月日　平成22年10月19日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６６３号
愛知県春日井市藤山台２丁目２番地３　203号棟204号室
破産者　土屋ゑみ子
1　主文　当裁判所が平成22年９月30日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「愛知県春日井市藤山台２番地３　203号棟204号室」とあるのを「愛知県春日井市藤山台２丁目２番地３　203号棟204号室」と更正する。
2　決定年月日　平成22年10月19日
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第６７０号
神戸市灘区新在家南町１丁目１番４―215号
破産者　大岸　照美
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２１号
広島県安芸郡府中町大須１丁目17番27号
破産者　山本　浩徳
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１５８号
広島市南区旭１丁目15番15―303号、開始決定時の住所広島市中区江波南２丁目12番10―1009号
破産者　西浦　守光
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２２９号
札幌市白石区東札幌２条２丁目３番10号
破産者　山下　浩毅
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６８７号
札幌市白石区南郷通18丁目北１番20―702号
破産者　冨生　弘司
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５２９号
岩手県二戸市金田一字荒田21番地４
破産者　赤穂　正雄
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５３０号
岩手県二戸市金田一字荒田21番地４
破産者　赤穂　政志
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第１０３号
福島県郡山市虎丸町８番２号
破産者　古川　幸子
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２０年（フ）第４１４号
福島県郡山市田村町金屋字漆保30番地の１
破産者　柳沼　恒徳
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成１９年（フ）第３２７３号
横浜市泉区和泉町3135番地７
破産者　山村　忠義
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３３０号
横浜市戸塚区平戸５丁目24番10号
破産者　大木　正夫
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８００号
横浜市保土ヶ谷区上菅田町1114番地パナソニック共済会上菅田荘Ａ棟101号、開始決定時の住所横浜市港北区新吉田東１丁目11番24号
破産者　佐藤　忠美
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４０７号
横浜市金沢区能見台３丁目13番地12
破産者　加藤　　勉
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５８５号
横浜市旭区本村町34番地　パールハイム203
破産者　渡邉　礼子
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部